

平成 26 年度岐阜県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月
岐阜県

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1】 在宅医療連携推進会議運営事業	【総事業費】 314 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年7月1日～平成31年3月31日	
事業の実施主体	岐阜県	
事業の目標	岐阜県在宅医療連携推進会議を年4回開催する。 ・会議開催回数 1回（平成25年度） → 6回（平成28年度） 会議・研究会の開催数 6回（平成30年度）	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護基金を活用した県の在宅医療施策の方向性について意見を伺った。（平成26年度、1回開催） ・在宅医療の推進に向けた県事業の施策について意見聴取を実施（平成27年度、6回開催） ・在宅医療連携に関する地域課題の抽出及び対応策の検討に向けた会議を開催（平成28年度、13回開催） ・在宅医療連携に関する地域課題の抽出及び対応策の検討に向けた会議を開催（平成29年度、7回開催） ・在宅医療連携に関する地域課題の抽出及び対応策の検討に向けた会議を開催（平成30年度、12回開催） 	
事業の有効性と効率性	<p>（1）事業の有効性 在宅医療の現状に即した施策を県が実施しているか、医療関係団体及び介護関係団体から、直接意見を伺うことにより、県の在宅医療施策の有効性を検証することができた。</p> <p>（2）事業の効率性 第6期岐阜県保健医療計画において位置づけられた在宅医療の推進について、県の施策を効果的に実施するため、医療、介護、行政等関係団体等を構成員とした会議を継続して開催した。</p>	
その他		

事業の区分	2. 在宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.2】 在宅療養者食事・栄養支援推進事業	【総事業費】 4,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	専門相談員育成数 200 名（平成 30 年度末） 病態栄養に精通した管理栄養士を専門相談員とするため、その育成講座を開催し専門相談員を育成する。	
事業の達成状況	○在宅療養者食事・栄養支援専門相談員の育成数 平成 30 年度：61 名（累計 202 名） ○在宅療養者等地域食事支援の指導件数 平成 30 年度：291 名（集団指導：5 回 85 名 個別指導：206 名） ○連携（登録）医療機関数 平成 30 年度：53 機関（累計 202 機関）	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 在宅療養専門相談員を養成することで、在宅療養者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できよう、具体的かつ実践的な食事・栄養支援体制が構築されつつある。 在宅療養者や家族等に対し調理講習会を開催し、食生活の見直す機会を提供している。</p> <p>（2）事業の効率性 食事・栄養支援活動のための指導用媒体をデータ化し、在宅療養専門相談員が統一した内容で効率的に活動が行えるようにしている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4】 がん在宅緩和地域連絡協議会事業	【総事業費】 2,000 千円
事業対象区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県看護協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
事業の目標	協議会の開催数(H26 1回) H27 以降 協議会が主体となって開催した懇話会、研修会の回数(5圏域で各1回)、 参加人数(各50人以上) 県民啓発のためのシンポジウム等開催数(H27以降1回/年)	
事業の内容	<p>がん看護専門看護師及びがん関連の認定看護師による協議会を設置し、がんの在宅緩和ケアに関する課題の検討と圏域ごとの研修会や懇話会の開催、県民に対する普及啓発を行う。</p> <p>事業を実施することで、専門性の高い看護師による地域のがんの在宅緩和ケアの課題が明らかになり、これに対する必要な人材育成、連携体制構築、県民への啓発等が期待できる。</p> <p>H26：協議会の立ち上げ H27～H30（予定）：協議会の開催、圏域ごとの懇話会、研修会の開催 県民啓発のためのシンポジウム等開催</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>平成 29 年度について、</p> <p>○在宅緩和地域連携協議会：1回開催 圏域別在宅緩和地域連携協議会：5回開催</p> <p>→在宅緩和の看護における現状や課題について地域特性も踏まえ検討を実施した。</p> <p>→人材育成のための研修会を実施し資質向上が図られた。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>がんの在宅緩和ケアの課題の検討や、人材育成等を実施したことにより、在宅緩和ケアにおける看護業務の開発ができ、地域の医療資源の状況や、生活環境に応じた体制構築につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業の実施により、県全体のみでなく各圏域における協議会の開催が可能となり、圏域単位におけるがん看護の質の向上や人材育成を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2 居住地等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5】 強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業	【総事業費】 12,233 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年12月～平成31年3月31日	
事業の目標	強度行動障がい医療支援センターの設置 1か所 強度行動障がい地域連携支援センターの設置 1か所	
事業の達成状況	(平成30年度) 強度行動障がい医療支援センター、強度行動障がい地域センターを中濃圏域に1か所設置した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>強度行動障がいのある方の自傷、他害その他激しい行動時等の緊急時に受け入れを行う医療支援センターと、医療行為が必要となくなった後、在宅へ戻れるよう短期入所や行動改善等を図る地域支援センターが協力することで、強度行動障がいのある方とその家族の在宅生活支援体制を確保できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>既に発達障がいについて知識・対応スキルを持つ事業所、医療機関に委託することにより、既存のノウハウ及び関係機関とのネットワークを生かしながら事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 がん在宅緩和地域連携推進事業	【総事業費】 3,199 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成27年6月1日～平成31年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>がん患者の在宅への移行を円滑にするために、地域の関係機関との連携推進や人材育成、院内調整を行う。</p> <p>○アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と緩和ケア連携会議数 0（平成26年度）→ 年6回（平成27年度） ・がん緩和ケアコーディネーターの設置 4機関（平成27年度）→7機関（平成30年度） <p>○アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者の在宅死亡割合 15.2%（平成26年度）→ 増加（平成31年度） 	
事業の達成状況	<p>・がん診療連携拠点病院にケアコーディネーターを置き、在宅緩和ケア等に関する院内外の調整を実施。検討会や多職種カンファレンス、緩和ケアの勉強会等を実施し、拠点病院と地域の医療機関の連携による在宅緩和ケア体制の推進を図った。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>当事業の実施により、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関間の連携体制構築のためには、院内外の調整を実施するケアコーディネーターが必要であることや、資質向上のための研修会や体制整備のための検討会の有用性が改めて認識された。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>当事業をがん診療連携拠点病院で実施することにより、がん患者における地域の医療機関との連絡調整が円滑に実施され、圏域単位の連携体制構築の一助となっている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 心臓リハビリテーションネットワーク事業	【総事業費】 3,132 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（特定非営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワークへ委託）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	岐阜県は、急性心筋梗塞をはじめとする心疾患による死亡率が他県と比べ高く、また、高齢化の進展により心疾患患者は増加すると予測される。心疾患は、急性期の救急医療から回復期リハビリテーション、かかりつけ医等、医療機関が連携して治療とリハビリテーションを行うことが必要である。	
	○アウトカム ・心臓リハビリテーションが実施可能な医療機関数 16（平成 24 年 1 月）→増加（平成 29 年度）	
事業の内容（当初計画）	心疾患に係る関係機関が情報を共有するための地域連携パスの作成、リハビリを行う施設等を含めた関係機関の連携体制やシステムの構築、専門のコーディネーター養成研修会、県民への啓発等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	リハビリ施設を含めた関係者会議開催：1 回 県民公開講座開催：1 回 連携パスの作成：一式	
アウトプット指標（達成値）	（平成 30 年度） ○リハビリ施設を含めた関係者会議開催：実施 ・ネットワーク会議 4 回 延べ 91 名 ・ワーキング会議 18 回 延べ 228 名 ○日本心臓リハビリテーション学会第 4 回東海支部地方会参画 1 回 参加者 280 名 ○CR-GNet 認定トレーナー講習会 1 回 受講者 12 名 同講習会にて合計 12 名合格し、スポーツクラブにて運動指導及び管理を実践している。 ○連携パス 連携パスに該当する情報集約手帳（すこやかハート手帳）及び連携した管理指導を行える指導書（すこやかハート手帳 - 指導編 - ）をそれぞれ 750 部ずつ増刷し、ネットワーク参加医療機関等へ配布した。	

	<p>○ホームページを用いた活動報告</p> <p>専用ホームページにて積極的な活動報告を行っており、平成 30 年度末までにおいて約 106000 人余りの来訪者がある。</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>心疾患に係る関係機関が情報共有するため関係者会議や地域連携パスを作成するなど関係機関が情報を共有し、連携して治療とリハビリが行われる体制が構築されつつある</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県全体の関係機関にネットワークシステムを導入し、統一の情報集約手帳や指導書を活用することで、統一した内容で効率的に情報共有ができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8】 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業	【総事業費】 28,679 千円
事業の対象となる区域	(1)、(3)、(4) は県全域、 (2) は東濃医療圏	
事業の実施主体	(1) 岐阜県（県看護協会へ委託）、 (2) 岐阜県（多治見市民病院及び民間介護事業所へ委託）、 (3) 重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所等、 (4) 岐阜県	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケアを要する重度障がい児者が増加する一方、その在宅支援体制は未だ不十分であり、今後更に充実を図る必要がある。 アウトカム指標：NICU等長期入院児（6ヶ月以上）数 7人（平成25年度末）⇒ 7人以下（平成30年度末）	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営 重症心身障がいに特化した支援センターによる相談窓口の運営、要望が強い家族同士の交流の場づくり、ウェブページ・機関誌等による情報提供及び支援機関に対する指導・研修事業等を実施。</p> <p>(2) 看護師の育成による短期入所利用促進モデル事業の実施 障がい児者ケアのノウハウを有する介護事業所と医療型短期入所事業所との連携による、看護師等の確保・育成を通じた利用促進のためのモデル事業を実施。</p> <p>(3) 重度障がい児者向け短期入所等の拡充に向けた支援 重度障がい児者の在宅移行に不可欠なレスパイトの拡充に向け、人工呼吸器や気管切開、経管栄養、頻回の痰吸引など、特に医療依存度が高い方の利便性向上の取組み等受入れに対する支援を実施。</p> <p>(4) 支援機関相互のネットワークの構築 支援機関で構成する連絡・協議の場を設置し、レスパイトの課題、優良事例の共有や、災害に伴う長期停電時等の人工呼吸器装着児などへの対応体制等の検討を実施。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	障がい児者家族交流会延べ参加者数 0人（平成25年度末）⇒ 1,450人（平成30年度末）	
アウトプット指標（達成値）	NICU等出生児が大半を占める、医療依存度が高い重度障がい児者の在宅支援体制の充実を図ることで、長期入院児の抑制・減少を図る。	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する重度障がい児者に特化した相談窓口として、医療職（看護師）による相談窓口や家族交流会等の運営を行ったところ、相談件数、家族交流会の参加者数ともに年々増加傾向にある。また「みらい」の活動を今後も継続してほしいとの要望も寄せられている。 2. 看護師の育成による短期入所利用促進モデル事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内でも特に看護師不足が顕著な東濃地域においては、重度障がい児者の短期入所に対応可能な人材の育成が、将来的に地域の短期入所の安定的な受入れ体制の整備に大きく寄与するものと期待されている。 ・更に、本事業で育成中の看護人材の参加により、人材育成の場となっている短期入所事業所（多治見市民病院）において利用者数が大幅に増加するなど、直接的な効果が発現している（下記「その他」参照）。 3. 重度障がい児者向け短期入所等の拡充に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家族からのニーズが最も高いレスパイトサービスについて、医療依存度が高い重度障がい児者を受け入れる短期入所・日中一時支援事業を行う事業所に対し、運営費の一部を補助することでレスパイトサービスの受け皿の確保が図られた。 4. 短期入所等運営機関ネットワーク会議の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者を対象とした短期入所等を行う事業所で構成するネットワーク会議を開催し、各事業所の受入状況の把握や課題について情報共有、意見交換を行うことで、各事業所間の連携体制の構築とレスパイトサービスの向上が図られている。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、重度障がい児者の家族や関係機関からの相談窓口等を担うことから、重度障がい児者の実情に精通した岐阜県看護協会への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。 2. 看護師の育成による短期入所利用促進モデル事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実際の短期入所場を活用した OJT 型の仕組みとすることで、即戦力となる人材の育成や、短期入所で得られる本来の収入をスキームに組み込み、年度終了後には不用額を精算する必要最低限の支援とするなど、費用対効果の最大化に努めている。 3. 重度障がい児者向け短期入所等の拡充に向けた支援
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な重度障がい児者の受入れには、受入れに使用する空床の確保や看護師の加配などで運営経費の負担が大きくなることから、受入れ日数に応じた補助制度とすることで、実績に伴う効果的かつ効率的な補助体制となっている。 ・医療型短期入所事業所の送迎車両の修繕費用等に対する補助金の実施に関しては、広く周知を図るなど事業の効果的・効率的な実施に努めている。 <p>4. 短期入所等運営機関ネットワーク会議の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する重度障がい児者の短期入所等を行う事業所が一堂に会すことで、効率的に各現場の現状や課題について情報共有、意見交換が図られている。
その他	<p>モデル事業による医療型短期入所利用回数の増加（多治見市民病院） （モデル事業実施前）平成 26 年度：41 回 ⇒（モデル事業実施後）平成 27 年度：415 回 平成 28 年度：512 回 平成 29 年度：436 回 平成 30 年度：312 回</p> <p>※利用形態：日帰りのみ</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 小児・障がい児者在宅医療人材育成・確保事業	【総事業費】 9,481 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	(1) 岐阜県（岐阜大学へ委託） (2) 岐阜県（県看護協会へ委託） (3) 岐阜県（県理学療法士会へ委託） (4) 岐阜県（登録研修機関への委託及び補助） (5) 岐阜県及び重度障がい児者を受け入れる福祉事業所	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケアを要する重度障がい児者が増加する一方、対応できる人材など在宅支援体制は未だ不十分であり、今後更に充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：NICU等長期入院児（6ヶ月以上）数 7人（平成25年度末）⇒ 7人以下（平成30年度末）	
事業の内容（当初計画）	(1) 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 大学医学部と連携し、医師（勤務医・開業医）、看護師、療法士等を対象とした医療実技講習会を開催。 (2) 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施 重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる看護人材の育成の為に、実習を交えた通年型プログラムによる専門研修及びその修了者を対象としたフォローアップ研修を実施。 (3) 小児リハビリ専門研修の実施 重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる理学療法士等の育成の為に、小児リハビリに関する専門研修を実施。 (4) 喀痰吸引等研修に対する支援 重度障がい児者の在宅医療を支援できる介護職員の育成を促進するため、基本研修受講料無料化や実地研修受講料の一部補助を実施。 (5) 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成 訪問診療や訪問看護等の新規参入者への支援に向けた精通者によるオーダーメイド型の個別指導研修や、通所型福祉事業所の介護力向上に対する支援等を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	重症心身障がい児者医療従事者研修受講者数 0人（平成25年度末）⇒ 650人（平成30年度末）	

アウトプット指標（達成値）	NICU等出生児が大半を占める、医療依存度が高い重度障がい児者の在宅支援体制の充実を図ることで、長期入院児の抑制・減少を図る。
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜大学医学部と連携し、医師、看護師、セラピストを対象とした在宅重度障がい児向けの実技講習会を開催したところ、定員を上回る受講希望が寄せられており今後の継続が期待されている。 2. 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる看護人材の育成の為に、実習を交えた通年型プログラムによる専門研修及びその修了者等を対象としたフォローアップ研修を実施することで、実際の受入れに対応できる即戦力の育成が図られた。 3. 小児リハビリ専門研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者のリハビリテーションに対応できる理学療法士等の育成の為に、小児リハビリに関する専門研修を実施したところ、定員を上回る受講希望が寄せられており今後の継続が期待されている。 4. 喀痰吸引等研修に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる介護職員の育成促進の為に、喀痰吸引等研修のうちの基本研修の受講料無料化を実施したところ、定員を超える受講希望が寄せられており、今後の継続が期待されている。 ・実地研修に要する受講費用の一部補助については、実地研修の受講に係る経費のうち、外部講師の講師料に対して補助を行う仕組み（自施設内部で講師を賄った場合は対象外）としており、受講拡大が期待されている。 5. 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な重度障がい児者を受け入れる福祉事業所の介護職員を対象に、リハビリや口腔ケア等の指導を行う理学療法士等を招へいし、実際のケアを通じて日常でもできるケアを習得することにより、介護職員の介護力の向上が図られた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる医師育成を目的としていることから、県内唯一の医師養成機関でかつ障がい児者の実情に精通している岐阜大学医学部への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効

	<p>率的に実施できた。</p> <p>2. 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる看護師育成を目的としていることから、重度障がい児者の実情に精通した岐阜県看護協会への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。 <p>3. 小児リハビリ専門研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる理学療法士の育成を目的としていることから、小児・重度障がい児者の実情に精通した岐阜県理学療法士会への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。 <p>4. 喀痰吸引等研修に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修の実務に関しては、これに精通した登録研修機関への委託事業とし、受講者の募集・選考・決定については県直轄とすることで事業の効率性を確保している。 ・実地研修の受講費用の補助に関しては、今後、上記基本研修の実施による実地研修の受講者数の増加が見込まれることから継続実施が必要となるため、効率的な実施に努めていく。 <p>5. 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所に対して理学療法士等の招へいに要する経費の一部を補助することで、福祉事業所の介護職員が実際のケアを通じて理学療法士等から直接指導を受けることができ、効率的に介護力の向上が図られた。 ・重度障がい児者のケアや福祉制度に知見がない事業所は、経験がないことによる心理的な不安が大きいことが理由で、受入れが進まないケースが多い。よって、そうした事業所に対して新たに支援を始めてもらう際には、各事業所の個別の課題に対応した実践的な研修の実施が必要となることから、本事業の継続実施の必要性は高く、今後も効率的な実施に努めていく。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 10】 小児在宅医療推進事業	【総事業費】 1,798 千円
事業の対象となる区域	県全域、(1) については西濃医療圏に特化した事業を含む	
事業の実施主体	(1) 岐阜県及び岐阜県 (大垣市民病院へ委託)、(2) 岐阜県	
事業の期間	平成28年7月～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療的ケアを要する重度障がい児が増加する一方、その在宅支援体制は未だ不十分であり、今後更に充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：NICU等長期入院児（6ヶ月以上）数 7人（平成25年度末）⇒ 7人以下（平成30年度末）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 小児在宅医療研究会の開催 医療・看護・福祉・教育・行政等の関係者が一堂に会して課題や情報を共有しつつ、相互に理解を深め顔の見える関係を構築する場として、小児在宅医療研究会を開催。</p> <p>(2) 障がい児者支援を考える公開連続講座の開催 障がい児者医療に関心を持つ医療・看護・福祉・教育・行政等の関係者が参集し、幅広い見地から障がい児者支援への理解を深める場として公開連続講座を開催。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	岐阜県小児在宅医療研究会参加者数 196人（平成25年度末）⇒ 2,400人（平成30年度末）	
アウトプット指標（達成値）	岐阜県小児在宅医療研究会参加者数 のべ2,511人（平成30年度末）	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>1. 小児在宅医療研究会の開催 ・岐阜県及び圏域版の小児在宅医療研究会を開催したところ、県内外から多数の受講者が参加され、今後の継続が期待されている。</p> <p>2. 障がい児者支援を考える公開連続講座の開催 ・年間計6回の公開連続講座を開催したところ、延べ917人と多数の受講者が参加されており、今後の継続が期待されている。</p> <p>3. 重度障がい児者支援連携会議の開催 (岐阜県障がい者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）) ・県内関係機関の実務担当者による連携会議の開催に加え、児童福祉法の改正に伴い継続的な協議の場の設置が求められている「医療的ケア児の協議の場」についても上記連携会議の改組により新たな会議として設置し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等多職種</p>	

	<p>の連携が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>1. 小児在宅医療研究会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・看護・福祉・教育・行政等の関係者が一堂に会する研究会を県直轄（一部委託）で行い、直接支援機関と関係を持つことで、県の支援施策全体における連携体制の強化につながるだけでなく、研究会の開催にあたっては県が交流会等で収集した家族の意見も反映させることができ、実情にあったテーマ設定を効率的に実施することができた。 <p>2. 障がい児者支援を考える公開連続講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者に対して希望テーマに関するアンケート調査を実施したことで、受講者である県内支援機関の生の声を集約しながらニーズの高いテーマ設定を効率的に実施することができた。 <p>3. 重度障がい児者支援連携会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者が一堂に会し、医療的ケアを要する重度障がい児者等の支援について協議することで、効率的に各現場の現状や課題の共有が図られているだけでなく、効果的な県施策の実現にもつながっている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11】 認知症サポート体制構築事業	【総事業費】 1,700 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	一般社団法人 岐阜県医師会	
事業の期間	平成28年8月～平成31年3月	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>認知症サポート医を中心に、医療・介護職の連携強化を図り、県内の認知症サポート体制を構築する。</p> <p>アウトカム指標：認知症新規入院患者2か月以内退院率の増加 (精神保健福祉資料) 平成26年6月 20%→平成30年 増加</p>	
事業の内容（当初計画）	認知症サポート医を中心とした多職種連携会議の開催に対して助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	多職種連携会議への認知症サポート医の参加人数（年間50人）	
アウトプット指標（達成値）	（平成30年度） 多職種連携会議への認知症サポート医の参加人数 64人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 認知症サポート医を中心として医療・介護従事者及び行政の連携体制を構築することで、認知症の人の容態に応じた循環型の仕組みを構築する。</p> <p>（2）事業の効率性 認知症サポート医が多く属する県医師会が事業を実施することにより、より多くの医師が参加し、連携体制の中心となるような会議の実施ができています。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12】 発達障がい診療支援促進事業	【総事業費】 10,176千円
事業の対象となる区域	県内全域（5圏域）	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>発達障がいの診断にあたっては生育歴などの聞き取りや行動観察などを行うため、他の診療と比べると時間を要する。また、発達障がいの外来診療においては投薬を行うことが他と比べて少ないこともあり、他科外来に比べて得られる報酬が少ない。一方で、発達障がいに関する相談や診療に対するニーズは、年々高まっており、発達障がいの診療待機が数カ月の医療機関がある。</p> <p>県内5圏域に専門外来を設け、在宅の発達障害児者の身近な医療機関での診察機会を確保するとともに、医療相談の体制を支援し、診療待機中の在宅支援体制の充実を図る。</p>	
	<p>アウトカム指標：発達障がい児者専門外来等診療件数 16,556人（平成25年度）→23,267人（平成30年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	医療機関の協力を得て、1ヵ月に2回程度発達障がい専門外来の設置及び、県が設置する発達障がい支援機関が開催するケース会議や医療相談への協力に対して財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	専門外来の設置数 9か所	
アウトプット指標（達成値）	専門外来の設置数 9か所（5圏域）（平成30年度）	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 県内5圏域の発達障がいの専門外来を設置する医療機関に補助することにより、発達障害障がい児者が身近な地域で専門的な支援を受けることができる。</p> <p>（2）事業の効率性 県内5圏域に専門外来を設置することにより、発達障がい児者がそれぞれの身近な地域で専門的な診療が可能となり、各医療機関における初診までの待機日数の軽減が図られて、より多くの診療が可能となる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 4,345 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年10月～平成31年3月31日	
事業の目標	歯科訪問診療を実施している医療機関数の増加を図る。 ・ 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 647（平成23年12月）→ 増加（平成26年度） ・ 在宅歯科医療人材育成研修受講人数（年間20人）	
事業の達成状況	歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数は平成28年5月末時点で645件であったが、令和2年1月現在671件と増加している。 在宅歯科医療人材育成研修受講者数 193人（平成30年度）	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> 在宅歯科医療を提供する上での地域間調整や地域在宅歯科医療連携室の後方支援により、岐阜県内の在宅歯科医療提供体制が整備された。 また、岐阜県内の在宅歯科診療の実態調査により、在宅歯科医療の現状や今後在宅歯科医療を推進する上での問題点を把握し、今後の有効な施策の展開に活用できる。 <p>（2）事業の効率性</p> 専門の非常勤職員を雇用、配置したことで、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14】 在宅療養あんしん病床登録事業	【総事業費】 1,722 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅療養あんしん病床登録事業登録患者数 166 人 (H28 年度) → 800 人 (H30 年度)	
事業の達成状況	在宅で療養している方が、かかりつけ医を通じて入院を希望する病院等に情報登録を行うことで、速やかに入院できる体制を構築した。 ・入院医療機関登録件数 77 医療機関 (平成 30 年度)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅で療養している高齢者を対象に、かかりつけ医を通じて入院を希望する病院等への情報登録を実施。</p> <p>登録することで体調不良時に登録情報をもとに病院での早期治療と速やかな在宅復帰を実現する。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅療養者の入退院が円滑に実施されるよう、緊急時のバックベッドの確保を通じて、在宅療養者及びかかりつけ医が安心して在宅医療の受療提供体制の整備を支援するとともに、病診連携の一層の強化に繋げる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.15】 訪問歯科衛生士人材育成事業	【総事業費】 900 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	一般社団法人岐阜県歯科衛生士会	
事業の期間	平成28年8月～平成31年3月	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢社会の伸展に伴い、誤嚥性肺炎の予防等、歯科医療の重要性は増し、在宅歯科医療の提供体制を構築していくための人材確保・育成が必要とされている。</p> <p>アウトカム指標：歯科衛生士による居宅療養管理指導費1および2の請求件数の増加 (平成28年11月 延べ5075件→平成30年 増加)</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>不足する歯科技工士や訪問歯科診療ができる即戦力となる歯科衛生士の復職を支援し、歯科診療所等への定着率を向上させることで、高齢社会における通院困難者を含む歯科診療提供体制の充実を図る。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>県内の就業歯科衛生士数の増加 (平成26年 2,457人 → 平成30年 増加)</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>(平成30年度) 研修会参加人数 133人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 要介護者等に対応できる人材を育成することで、受診困難な患者に対し充実した歯科医療を提供することが出来る。</p> <p>(2) 事業の効率性 要介護者等に対応できる人材を育成することで、在宅における歯科医療の提供が出来る体制の充実が図られた。</p>	
その他		

業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.16】 がん在宅緩和ケア専門人材育成事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（公益社団法人岐阜県看護協会へ委託）	
事業の期間	平成28年6月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>がん罹患する者が増加傾向にあるなか、がん看護やがん在宅緩和ケアに関するニーズは今後一層高まるため、高度な知識と技術を有した看護師を育成するとともに、がんの在宅緩和ケアの連携体制を構築することが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 看護師等の医療従事者の在宅緩和ケアに関する技術の向上 がん患者の在宅死亡割合 10.9%（平成22年度）→15.2（平成26年度）→増加（平成29年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	がん専門看護師を講師に活用し、緩和ケアに携わる看護師等を対象に高度な知識と技術を学ぶ研修会を開催し、高度なスキルを有する看護師を育成する。また、育成した看護師の連携体制の構築を図り、がんの在宅緩和ケア体制を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアに携わる看護師育成研修 1回/年 ・がんの在宅緩和ケア関係者連携強化研修 1回/年 	
アウトプット指標（達成値）	<p>（平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアに携わる看護師育成研修 1回開催 ・がんの在宅緩和ケア関係者連携強化研修 1回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 当事業の実施により、がんの在宅緩和ケアに関する高度な知識と技術を有する看護師等の育成や、資質の向上につながっており、がん患者等の療養の質の向上が図られている。</p> <p>（2）事業の効率性 研修は、各地域のがん在宅緩和ケアに従事する看護師等の顔の見える関係づくりにも役立っており、在宅緩和ケアの連携体制の強化につながっている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 17】 地域栄養管理確保促進事業	【総事業費】 3,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県 (公益社団法人岐阜県栄養士会へ委託)	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者人口が増加し平均寿命が延伸する中で、栄養管理に寄与する高齢者の要入院・要介護状態への移行を防止し、同時に生活習慣病の発症・重症化を予防することは、健康寿命の延伸と共に、医療・介護費の抑制に極めて重要である。	
	アウトカム指標：低栄養傾向者（高齢者）の増加の抑制 20.6%(H28) → 22%以下(H35)	
事業の内容（当初計画）	療養病床から在宅医療、介護への転換を着実に進めるうえで、地域における切れ目ない栄養管理の向上及び定着を図るため、慢性的な入院療養を招いている高齢者の低栄養を予防するための早期の対策を検討し、県下のリーディング事業として提案、実践するほか、地域の栄養管理を支える栄養士人材の育成、確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	栄養講座：5圏域で70回 人材育成講座：20回	
アウトプット指標（達成値）	平成30年度：栄養講座 5圏域で71回 3,320名 人材育成講座 20回 657名	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>向老期（60～64歳）から前期高齢者（65歳～74歳）のアクティブシニアへ食の再教育を行うことで、低栄養予防のための早期対策の必要性が認識された。また、地域の栄養管理を支える管理栄養士や在宅・介護予防に関わる人材の育成を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>低栄養予防対策における指導書を作成し、統一的な内容で効果的に栄養管理指導が図られる体制を整えることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 18】 医科歯科連携推進事業	【総事業費】 3,301 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	地域歯科医師会	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅歯科医療を県全域で推進するためには、中核病院が口腔機能管理による生活の質の向上等の歯科の重要性を認識し、医科歯科連携体制を構築することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料を算定している保健医療機関数の推移 40 (H28年7月) → 45 (H30年)</p>	
事業の内容	地域歯科医師会が歯科標榜の無い地域の中核病院内のチーム (NST・周術期・摂食嚥下等) や会議、研修会へ参画し、病院スタッフとの連携を実施。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・連携体制を構築している地域数 5地域 (H28年) → 増加 (H30年)	
アウトプット指標 (達成値)	地域の実情にあわせ、在宅歯科医療に取り組む歯科医療機関の量の増加や質の向上、多職種との連携の場となり、在宅医療・介護の連携が推進できる。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 全地域歯科医師会 (23地域) において、在宅歯科医療連携室が設置され、そのうち16地域において多職種との連携会議等が実施され、地域における在宅歯科医療を推進していくための体制を整えることが出来た。更に、16地域のうち5地域において歯科標榜のない地域の中核病院と連携するための会議や研修会を開催し、連携体制の構築を図り、歯科の重要性をアピールすることが出来た。</p> <p>(2) 事業の効率性 16地域が本補助金を活用し事業を実施したことにより、多職種との連携体制が構築され、広域で効率的に在宅歯科医療に繋げる体制を整えることが出来た。更に、16地域の内の5地域において、歯科標榜のない地域の中核病院との連携体制の構築を図り、歯科の重要性について病院と病院内の多職種に効率的にアピールすることが出来た。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 19】 訪問看護体制充実強化支援事業	【総事業費】 6,881 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会）	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療ニーズのある要介護者が、住み慣れた地域で在宅療養生活を継続するためには、訪問看護体制が不十分な地域における訪問看護体制の充実、訪問看護ステーションの支援が必要。</p> <p>アウトカム指標： 訪問看護ステーション(サテライト)のある市町村の増加 31（H28年） → 42（H31年）</p>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護が不十分な地域における訪問看護事業所サテライトの設立 ・訪問看護コールセンターの運営による小規模訪問看護ステーション等への支援 ・新人訪問看護師の技術向上を目的とした教育カリキュラムの検討等を支援する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	新たに設立した訪問看護ステーション 5	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護ステーション数の増加により、訪問看護が提供される地域の拡充を図る。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>訪問看護事業所に対する研修や相談受付、病院看護師や介護関係者への同行研修等により、訪問看護事業所の抱える経営及び人材確保といった課題に対して支援し、新たな事業所の開設や事業所の継続に繋げることができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>訪問看護師に対する研修とともに、病院看護師、介護関係者への研修を行うことで、訪問看護事業所経営における幅広い課題に対し効率よく対策を実施している。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 20】 小児・AYA世代のがん等成育医療支援体制強化事業	【総事業費】 7,750 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜大学医学部附属病院	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>小児期やAYA世代に、がんやてんかん等の疾患を抱えると、小児期から長期にわたり在宅療養を続けることになるが、小児・AYA世代に特化した在宅医療や福祉に関する相談を集約して受けられる窓口や地域の関係機関につなぐ連携体制はないことから、長期に療養が必要な若年患者や家族の在宅療養を支援する体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 相談支援センターへの小児・AYA世代に関する相談件数 32件（H28年度・岐阜大学病院）→ 67件（H30年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	小児期やAYA世代の患者への支援体制の充実を図るため、岐阜大学医学部附属病院が実施する相談支援センターの設置、医療連携会議及び医療従事者向け研修会、県民公開講座に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医療連携会議の開催	1回／年
	・県民公開講座等の開催	1回／年
アウトプット指標（達成値）	<p>（平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の地域がん診療連携拠点病院との連携会議 1回 ・県民公開講座を通じて、相談支援センターの周知・啓発を実施 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>小児・AYA世代のがんやてんかん等の長期に支援が必要な疾患については、患者数も少なく希少性が高いため、患者の集約化と専門医による高度で専門的な医療及び相談支援の提供が必要である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>岐阜大学医学部附属病院は都道府県がん診療連携拠点病院であり、小児やAYA世代のがん患者支援についても、専門的知識と経験がある。また、県下の医療機関を牽引していく役割があり、県全域を対象とした当事業を効率的に実施できる。</p>	
備考		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 21】 理学療法士等人材育成研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,416 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（岐阜県理学療法士会、岐阜県言語聴覚士会）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護 ニーズ	高齢化の進展等により、在宅医療・介護分野において、理学療法士等のリハビリテーション専門職の果たす役割の重要性が高まりつつあることから、リハビリテーション専門職の在宅医療・介護における専門的知識の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：要介護認定者数の増加率の低下 3.9%（H26 年）→ 2.7%（H30 年）	
事業の内容（当初計画）	地域包括ケアシステムを推進するためのリーダー研修会の開催や、訪問リハビリテーションの実務者研修会などを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修参加者数 200 人	
アウトプット指標（達成値）	リハビリテーションと在宅医療・介護の知識を有する人材を育成することで、増加し続ける要介護認定者数の増加率の低下を図る。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 理学療法士等へのリハビリテーションの在宅医療・介護に必要な知識・技術を習得するための研修や、情報共有等を行うことにより、地域包括ケアシステムの中で多職種と協働し、リハビリテーションを提供できる人材を育成することができた。</p> <p>（2）事業の効率性 リハビリテーション専門職 3 職種が合同で研修会を開催することで、幅広く人材育成を進められるほか、他の職種を理解し、多職種で地域を支えるための基盤づくりができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 22】 在宅医療連携強化事業	【総事業費】 58,404 円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（岐阜県医師会）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療ニーズのある要介護者が、住み慣れた地域で在宅療養生活を継続するためには、在宅医療・介護が適切に受けられる体制整備や医療・介護の連携が求められる。</p> <p>アウトカム指標：在宅医療・介護連携に必要なコーディネーター人材の増加 30 人（H29 年度）→ 50 人（H32 年度）</p>	
事業の内容	在宅医療相談窓口による医療・介護関係者等への在宅医療に関する相談支援、在宅医療・介護連携を担うコーディネーター人材の育成研修及び在宅医療に関わる者を対象とした在宅医療の知識や必要性等を学ぶ研修を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅医療・介護連携に関する研修参加者 80 人（H29 年度）→ 100 人（H32 年度）	
アウトプット指標（達成値）	在宅医療・介護連携を推進する上で必要な医療・介護に関する研修や関係機関との連携・調整を学ぶ研修の実施により、在宅医療・介護連携をコーディネートできる人材の育成を図る。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>医療関係者だけでなく、介護従事者や地域包括支援センター等の職員の在宅医療に関する知識、技術が向上し、在宅医療・介護連携機能の一層の強化を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>患者や利用者の状態に応じて必要なサービスを適切に提供できるよう、地域医療、介護及び福祉系ケアマネ等、医介連携に携わる人を対象に研修を行うことで、いわゆる 4 つの場面における多職種連携の必要性に対し効果的に習得できる。</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 小児救急電話相談事業	【総事業費】 13,248 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県 (民間事業者委託)	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	小児の保護者等が休日夜間の急な病気やけがにどう対処したらよいか判断に迷う事例が増えている。また、軽症の患者が二次、三次救急を担う中核病院を受診することにより、重症患者の受入に支障をきたしている。そのため、時間外受診の適正化を図る必要がある。	
	アウトカム指標：時間外受診をせずに済んだ相談対象者の割合 72.9% (平成28年度) →75.0% (平成29年度)	
事業の内容 (当初計画)	専門業者に委託し、夜間・休日 (休日は24時間体制) に全国共通の「#8000」小児救急電話相談を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児患者の保護者患者の向けの電話相談体制を整備し、不急の小児患者の時間外受診を適正化し、医療従事者の負担軽減を図る。 ○指標となる項目：小児救急電話相談件数 19,034 件 (29年度) →19,500 件程度 (30年度)	
アウトプット指標 (達成値)	小児救急電話相談件数： 18,731 件 (平成30年度)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>小児の保護者等が休日夜間の急な病気やけがにどう対処したらよいか判断に迷った際の電話相談に応じる事業を実施し、軽症の小児の救急患者が時間外に二次救急を担う小児救急医療拠点病院を受診する数を抑制し、小児の重症患者の受け入れに支障を来すことを防ぐことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>全国共通の「#8000」小児救急電話相談事業を専門業者に委託する方法により、夜間・休日 (休日は24時間体制) を絶え間なく効率的に実施している。</p>	
その他		